

＜千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定申請事務について＞

第1章 指定について

- 1 指定の意義
- 2 指定の基準

第2章 指定申請について

- 1 指定の流れについて
- 2 指定要件について
- 3 指定申請に必要な書類について

(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所について

(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所について

第3章 その他の事項

- 1 指定の有効期限について
- 2 総合事業サービスの指定申請所管課について
- 3 他市の総合事業の指定を受ける場合の注意点
- 4 事業所番号について

第4章 今後のスケジュールについて

(参考資料) 総合事業への移行に伴う契約内容の変更について

第1章 指定について

1 指定の意義

千葉市内に事業所を設置し、総合事業のサービス（現行相当サービス・緩和した基準によるサービス）を提供して報酬を受けるには、千葉市長から指定を受ける必要があります。

※平成 27 年 3 月 31 日以前に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、指定を受けない旨の届出をした場合を除き、総合事業のみなし指定を受けています。詳しくは、p.9 以降を参照してください。

（指定にあたってのルール）

- ・指定は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。
- ・指定にあたり、①申請者が法人であること、②従業者の人員、設備及び運営の基準を満たすこと、③その他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。
- ・総合事業の各サービスにおける指定の有効期間は、原則6年間です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。また、基準に従って適切な運営がされない場合や、過去に指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・人員基準違反、設備・運営基準違反など取消事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止など）の不利益処分を受けることがあります。

2 指定の基準

千葉市で実施する新しい総合事業のうち、（１）現行相当サービス、（２）緩和した基準によるサービスの２種類のサービスは、千葉市の指定を受けて実施するサービスです。指定基準の概要は、それぞれ次のとおりです。（指定基準については、市ホームページにて 12 月頃に公開を予定しています。）

新総合事業における訪問型サービス（現行相当・緩和基準）の概要（案）

	現行相当サービス(現行の介護予防訪問介護相当)	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)																								
サービス名称	訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス																								
事業主体	営利法人、非営利法人	同左																								
サービス対象者	原則として要支援者	原則として要支援者																								
提供するサービス	身体介護中心(生活援助型サービスのみを提供する場合は、生活援助型訪問サービス)	生活援助型サービス(買い物、調理等の支援)																								
人員基準	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従 1 人以上※</td></tr><tr><td>サービス提供責任者</td><td>介護福祉士等</td><td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上※</td></tr><tr><td>訪問介護員</td><td>介護福祉士等</td><td>常勤換算 2.5 人以上</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※一部非常勤職員も可能		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従 1 人以上※	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上※	訪問介護員	介護福祉士等	常勤換算 2.5 人以上	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従 1 人以上※</td></tr><tr><td>訪問事業責任者</td><td>介護職員初任者研修修了者等</td><td>訪問介護員等のうち、常勤換算で 1 人以上(必要数)</td></tr><tr><td>訪問介護員</td><td>なし</td><td>必要数</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従 1 人以上※	訪問事業責任者	介護職員初任者研修修了者等	訪問介護員等のうち、常勤換算で 1 人以上(必要数)	訪問介護員	なし	必要数
	資格要件	配置基準																								
管理者	なし	常勤専従 1 人以上※																								
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上※																								
訪問介護員	介護福祉士等	常勤換算 2.5 人以上																								
	資格要件	配置基準																								
管理者	なし	常勤専従 1 人以上※																								
訪問事業責任者	介護職員初任者研修修了者等	訪問介護員等のうち、常勤換算で 1 人以上(必要数)																								
訪問介護員	なし	必要数																								
設備基準	事務室、相談室(相談スペース)その他必要な設備及び備品等	同左																								
運営基準	介護予防訪問介護に同じ。	同左																								
報酬単価	<table><tr><th></th><th>1回当たり単価</th><th>月当たり上限</th></tr><tr><td>週1回程度</td><td>266 単位(1～3 回)</td><td>1,168 単位(4 回以上)</td></tr><tr><td>週2回程度</td><td>270 単位(5～7 回)</td><td>2,335 単位(8 回以上)</td></tr><tr><td>週3回以上</td><td>285 単位(9～11 回)</td><td>3,704 単位(12 回以上)</td></tr></table> ●キャンセルがない場合はこれまでと同様の報酬単価となる。		1回当たり単価	月当たり上限	週1回程度	266 単位(1～3 回)	1,168 単位(4 回以上)	週2回程度	270 単位(5～7 回)	2,335 単位(8 回以上)	週3回以上	285 単位(9～11 回)	3,704 単位(12 回以上)	<table><tr><th></th><th>1回当たり単価</th></tr><tr><td>週1回程度</td><td rowspan="3">225 単位前後で調整中</td></tr><tr><td>週2回程度</td></tr><tr><td>週3回以上</td></tr></table> ●月の利用回数に関係なく一律に算定		1回当たり単価	週1回程度	225 単位前後で調整中	週2回程度	週3回以上						
	1回当たり単価	月当たり上限																								
週1回程度	266 単位(1～3 回)	1,168 単位(4 回以上)																								
週2回程度	270 単位(5～7 回)	2,335 単位(8 回以上)																								
週3回以上	285 単位(9～11 回)	3,704 単位(12 回以上)																								
	1回当たり単価																									
週1回程度	225 単位前後で調整中																									
週2回程度																										
週3回以上																										
サービスの担い手	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等の有資格者	無資格者(市が実施する研修の修了者及びこれと同等の者)																								

* 生活援助型訪問サービスについては、制度上介護職員処遇改善加算はないが、既に基本単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ相当が含まれている。

新総合事業における通所型サービス（現行相当・緩和基準）の概要（案）																																
	現行相当サービス（現行の介護予防通所介護相当）			緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）																												
サービス名称	通所介護相当サービス			ミニデイ型通所サービス																												
事業主体	営利法人、非営利法人			同左																												
サービス対象者	原則として要支援者			原則として要支援者																												
提供するサービス	レクリエーション、機能訓練等【要送迎】 ●提供時間について「3時間以上」と「2時間以上3時間未満」の2つの区分を設ける。			レクリエーション、介護予防を目的とした体操等【要送迎】																												
人員基準	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従1人以上※</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td>介護福祉士等</td><td>専従1人以上</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>看護師等</td><td>単位ごとに専従1人以上</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>なし</td><td>・利用者15人以下：専従1人以上 ・利用者15人超：利用者1人に専従0.2人以上</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>理学療法士等</td><td>専従1人以上</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能				資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	生活相談員	介護福祉士等	専従1人以上	看護職員	看護師等	単位ごとに専従1人以上	介護職員	なし	・利用者15人以下：専従1人以上 ・利用者15人超：利用者1人に専従0.2人以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1人以上	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従1人以上※</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>なし</td><td>・利用者15人以下： 専従1人以上 ・利用者15人超： 利用者1人に専従0.2人以上</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能			資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	介護職員	なし	・利用者15人以下： 専従1人以上 ・利用者15人超： 利用者1人に専従0.2人以上
	資格要件	配置基準																														
管理者	なし	常勤専従1人以上※																														
生活相談員	介護福祉士等	専従1人以上																														
看護職員	看護師等	単位ごとに専従1人以上																														
介護職員	なし	・利用者15人以下：専従1人以上 ・利用者15人超：利用者1人に専従0.2人以上																														
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1人以上																														
	資格要件	配置基準																														
管理者	なし	常勤専従1人以上※																														
介護職員	なし	・利用者15人以下： 専従1人以上 ・利用者15人超： 利用者1人に専従0.2人以上																														
設備基準	・食堂及び機能訓練室（利用定員×3㎡） ・静養室、相談室（相談スペース）、事務室、必要な設備・備品			・サービス提供に必要な場所（利用定員×3㎡） ・相談室（相談スペース）、事務室、必要な設備・備品																												
運営基準	介護予防通所介護に同じ。			同左																												
報酬単価	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">3時間以上</th><th>2時間以上3時間未満</th></tr><tr><th>1回当たり単価</th><th>月当たり上限</th><th>1回当たり単価</th></tr><tr><td>週1回程度</td><td>378 単位（1～3 回）</td><td>1,647 単位（4 回以上）</td><td>265 単位前後で調整中</td></tr><tr><td>週2回程度</td><td>389 単位（5～7 回）</td><td>3,377 単位（8 回以上）</td><td>270 単位前後で調整中</td></tr></table> ●キャンセルがない場合はこれまでと同様の報酬単位となる。				3時間以上		2時間以上3時間未満	1回当たり単価	月当たり上限	1回当たり単価	週1回程度	378 単位（1～3 回）	1,647 単位（4 回以上）	265 単位前後で調整中	週2回程度	389 単位（5～7 回）	3,377 単位（8 回以上）	270 単位前後で調整中	<table><tr><th></th><th>1回当たり単価</th></tr><tr><td>週1回程度</td><td rowspan="2">315 単位前後で調整中</td></tr><tr><td>週2回程度</td></tr></table> ●月の利用回数に関係なく一律に算定			1回当たり単価	週1回程度	315 単位前後で調整中	週2回程度							
	3時間以上		2時間以上3時間未満																													
	1回当たり単価	月当たり上限	1回当たり単価																													
週1回程度	378 単位（1～3 回）	1,647 単位（4 回以上）	265 単位前後で調整中																													
週2回程度	389 単位（5～7 回）	3,377 単位（8 回以上）	270 単位前後で調整中																													
	1回当たり単価																															
週1回程度	315 単位前後で調整中																															
週2回程度																																

*ミニデイ型通所サービスについては、制度上介護職員処遇改善加算はないが、既に基本単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ相当が含まれている。

*ミニデイ型通所サービスについては、制度上介護職員処遇改善加算はないが、既に基本単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ相当が含まれている。

第2章 指定申請について

1 指定の流れについて

指定を受けるために、千葉市に申請を行ってから指定を受けるまでの一連の流れは、次の（１）～（７）のとおりです。

（１）受付方法

申請の受付は対面方式にて行いますので、以下の電話番号にて日時の予約を必ず行うようお願いいたします。予約が無い場合は、対応できない場合もあります。

◇担当：介護保険課総合事業準備班 TEL：043-245-5068

（２）受付期間

指定月の前月１日から１５日までに受付を行います。受付期限が閉庁日の場合は、直近の開庁日が受付期限となります。

なお、申請の受理までには、市との打合せのため通常２～３回程度、来庁していただくことがあります。１５日までに書類の訂正や添付書類の提出等が間に合わない場合は翌月の指定が出来ませんので、早めに申請することをお勧めします。

※平成２９年４月１日指定分については、平成２９年１月から受付を行う予定です。（詳細については１２月ごろ、市ホームページにてお知らせします。）

（３）受付時間

受付は午前１０時から午後３時半までの間で行い、書類確認等のため１サービスあたり１時間程度かかります。

（４）受付場所

千葉市中央区千葉港１番１号 千葉市役所１階（千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課内）

（５）申請書類

- ア 指定申請書（準備中）
- イ 指定申請に係る書類一覧に掲げる書類
- ウ 付表（準備中）
- エ 参考様式（準備中）

※ア～エの様式については、介護保険課ホームページにて、１２月中をめどにデータを掲載します。

（６）指定審査

申請の受付後、再度内容を確認し審査を行いますが、法令違反及び人員・運営基準を満たさない場合は、指定は行いません。

（７）指定年月日

申請を受理した翌月の１日となります。

2 指定要件について

指定事業者となるためには、次の要件を満たす必要があります。

○申請者が法人であること。

○欠格事由に該当しないこと。

○千葉市が定める指定基準のとおりに人員基準・設備基準を満たすこと。

○千葉市が定める運営に関する基準に従って、適正な事業運営を行えること。

○定款等で当該事業を実施する旨及び運営に必要な重要事項等を定めていること。

要件を満たしていない場合には、指定が受けられない、指定を取り消す等の取り扱いとなる場合があります。

（定款変更について：p.6）

3 指定申請に必要な書類について

千葉市で第1号事業（現行相当サービス・緩和した基準によるサービス（A））の指定申請をする際（第2章 p.8 を参照）には、各種書類を提出していただきます。サービスごとに必要となる書類は、次頁の表の通りです。

なお、現在の指定状況によって、提出書類が次のとおり異なりますので、ご確認ください。

事業所の指定状況	必要な書類
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定をうけた場合	書類提出は不要です
平成27年4月1日以降に指定をうけた場合	・ 指定申請書 ・ その他「第1号事業に係る指定申請書類一覧」に掲げる資料（p.8）
これから指定申請を行う場合	

各種書類の詳細については、後日千葉市ホームページ上に公開します。

第 1 号事業に係る指定申請書類一覧

事業所の名称	
--------	--

必要書類	現行相当サービス		緩和した基準によるサービス（Ａ）		備 考
	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス	生活援助型訪問サービス	ミニデイ型通所サービス	
指定申請書	○	○	○	○	
付表（各サービスに応じたもの）	○	○	○	○	
定款（目的変更等がある場合は議事録等の写し）、寄附行為（写しでも可）	○	○	○	○	
履歴（現在）事項全部証明書（原本）	○	○	○	○	発行日から3か月以内のもの
従業員の勤務体制および勤務形態一覧表（参考様式１－１）	○	○	○	○	
資格証の写し（人員基準上、資格が必要な職種のみ）	○	○	○	—	要原本証明
就業規則及び雇用契約書（もしくは辞令）の写し	○	○	○	○	※ 1
職員配置状況表（参考様式１－２）	○	○	○	○	
管理者の経歴書（参考様式２）	○	○	○	○	
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の経歴（参考様式２）	○	—	○	—	
事業所の平面図（参考様式３）	○	○	○	○	
事業所の外観及び内部の様子がわかる写真	○	○	○	○	※ 2
当該事業に係る備品一覧（参考様式５）	○	○	○	○	※ 3
使用車両の写真・車検証の写し	—	○	—	○	
運営規程（市の定める事項等）	○	○	○	○	
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式６）	○	○	○	○	
サービス提供実施単位一覧表（参考様式７）	—	○	—	○	
決算書（無い場合は預金通帳）の写し	○	○	○	○	
事業を行う建物の賃貸借契約書の写し	△	△	△	△	
損害保険証書（損害賠償時の対応用）等の写し	○	○	○	○	
欠格事由に該当しない旨の誓約書（総合事業 参考様式●）	○	○	○	○	
役員等・管理者名簿（参考様式９－２）	○	○	○	○	
事業計画書（参考様式１１）	○	○	○	○	
収支予算書（参考様式１２）	○	○	○	○	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書一式	○	○	○	○	※ 4

- ・ ○の書類は必須、△は運営状況により必要、—は不要です。
- ※ 1 ・事業運営に必要な人員基準を満たし、指定年月日より従業員の雇用が確保されているか確認しますので、雇用契約書（もしくは辞令）については全従業員分用意してください（申請法人役員が従事する場合は除く。）。また、当該書類において就業場所・勤務時間・職種等についても明記されている必要があります。
- ※ 2 ・写真により事業の運営に必要な設備及び備品等が備えられているか確認を行いますので、事業所内部の写真については、運営上必要な備品・設備が映っているものをご用意ください。
- ※ 3 ・部屋ごとに記載してください（記載例参照）。
- ※ 4 ・総合事業に係る加算を行わない場合でもご提出下さい。書類については介護保険課ＨＰに掲載予定です。

(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所について

平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所（みなし指定を受けない旨の申出（別段の申出）を提出した事業所を除く）においては、総合事業のサービス（現行相当サービス・緩和した基準によるサービス）について平成 30 年 3 月 31 日までのみなし指定が適用されるため、同日までは指定更新を行う必要はありません。

(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所について

平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、みなし指定が適用されないことから、第 1 号事業を実施するためには、新たに千葉市から指定を受ける必要があります。

また、現在指定をうけていない事業所や、既にみなし指定を受けない旨の申出を提出した事業所も同様に、新たに千葉市から指定を受ける必要があります。提出する書類については、p.7,8 のとおりです。

第3章 その他の事項

1 指定の有効期間について

指定の有効期間については、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様に、原則として6年間です。

※平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業所（みなし指定事業所）につきましては、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までです。

事業所の指定状況	指定期間
みなし指定事業所（平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業所で、みなし指定を受けない旨の申出をしていない事業所）の場合	平成30年3月31日まで
上記以外の事業所の場合	指定日から6年間 （新規指定申請となります）

2 総合事業サービスの指定申請所管課について

千葉市介護保険課 総合事業準備班 TEL：043-245-5068

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階（千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課内）

3 他市の総合事業の指定を受ける場合の注意点

○総合事業は、市町村ごとに実施する制度です。このため、千葉市以外に在住する方（住所地特例者を除く）に対してサービスを提供する場合には、その居住する市町村から別途指定を受ける必要があります。

○千葉市以外に在住する方に提供するサービスは、その居住する市町村の総合事業で定めたサービスです。市町村ごとに指定基準や報酬体系が異なることから、総合事業の内容については、当該市町村にご確認下さい。

（例）千葉市にある事業所が、A市在住の方にサービスを提供する場合は、A市の指定事業所としてA市の総合事業で実施するサービスしか提供することができません。

※A市の指定基準は、千葉市の認めた基準よりも厳しい場合・緩和されている場合の両方が想定されます。また、報酬や請求方法も異なります。

4 事業所番号について

千葉市から指定を受けた場合、事業者番号が付番されます。これは、国保連合会へ

の請求等に使用する番号です。事業所番号は、原則として既に付番された番号がある場合は、その番号を利用します。（詳しくは指定申請の際にお尋ねください。）

第4章 今後のスケジュールについて

- ・ 現行相当サービス及び緩和した基準によるサービスの新規指定申請の受付けは、平成 29 年 1 月から開始予定です。
- ・ 指定申請の受付期間、具体的な指定基準、指定申請に係る様式・添付書類等については、順次市ホームページに掲載します。

(参考資料)

<総合事業への移行に伴う契約内容の変更について>

1 変更の必要性について

現在予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）のサービスを提供している事業所が新たに総合事業によるサービス提供をするためには、**利用者と契約内容の変更（変更契約）**を行うとともに、**重要事項説明書の交付・説明・同意**が必要となります（現在の契約内容は、「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」を対象としており、総合事業の実施に関する内容を新たに追加する必要があるため）。特に、総合事業においては1回当たり単価の導入を行うため、利用料が変更となる場合があることから、丁寧な説明が必要となります。

利用者との契約内容に関わりますので、遺漏なく対応していただくようお願いします。

※注意事項

緩和基準サービスを提供する場合、異なる内容のサービスとなるため、契約変更ではなく、新たに契約を締結してください。（読み替え規程による変更契約では対応できません。）

2 変更契約の文面について（参考）

変更契約の読み替え規定を例示しますので、ご参照下さい。

※注意事項

- (1) あくまで一例であり、千葉市が内容を保証するものではありません。
- (2) 現在締結している契約書の文面に合わせて内容を反映させる必要があるため、よく内容をご確認下さい。
- (3) 利用者に対しては、変更契約の趣旨や変更内容について説明いただくようお願いします。

○介護予防訪問介護→総合事業において実施される訪問介護相当サービス

（介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え）

第 条 利用者の保険者である千葉市が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合においては、本契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サ

ービス（次項において「訪問介護相当サービス」という。）と読み替えるものとする。

- 2 第1項の規定は、契約者○（利用者側）の平成29年4月1日以降の要支援認定の更新日から効力を生ずる。

○介護予防訪問介護→総合事業において実施される通所介護相当サービス

（介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え）

第 条 利用者の保険者である千葉市が介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合においては、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス（次項において「通所介護相当サービス」という。）と読み替えるものとする。

- 2 第1項の規定は、契約者○（利用者側）の平成29年4月1日以降の要支援認定の更新日から効力を生ずる。

＜総合事業への移行に伴う定款の変更について＞

総合事業への移行に伴い、法人の定款の事業目的変更が必要となります。具体的には、定款の事業目的に「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」を追加します。

ただし、法人によって定款の目的の記載方法が異なりますので、記載内容については各事業所でご確認の上、所管庁への確認をお願いします。